

研研規4第96号

令和4年4月1日

各 部 局 長 殿

研究規範担当理事

北 村 隆 行

京都大学における海外の遺伝資源等の取得と利用について（通知）

国際的な交流や共同研究が活発化するなか、京都大学においても海外からの遺伝資源等（遺伝資源と遺伝資源を利用した伝統的知識）の取得及び利用を伴う研究が増加する傾向にあります。遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Access and Benefit-Sharing: ABS）は、生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）の目的の1つであります。

本学の教職員及び学生が、海外からの遺伝資源等の取得及び利用を行うにあたり、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）（以下「ABS指針」という。）」に規定された事項を理解し、遵守する必要があります。

今後、本学の教職員及び学生が、遺伝資源等の提供国（者）と友好的な協力関係を構築しながら積極的に遺伝資源等を利用した国際研究を推進し、生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献するために、学内の方針やルールを定めましたのでお知らせいたします。

これにより、「研究機関等における遺伝資源の取扱いについて（通知）（平成29年7月6日京大研研R19号）」は廃止します。

記

1. 基本方針

- ・本学の教職員及び学生は、生物多様性条約の趣旨を理解し、研究を通じて生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献しなければならない。
- ・ABS指針に則り、提供国法令等を遵守し、締結された契約書等に従って適正にかつ友好的に海外との研究を実施しなければならない。
- ・遺伝資源等の取得と利用から生じた利益は、適正に提供国・権利者に配分しなければならない。

2. 対象範囲

・本通知及び関連したルールは、本学の教職員及び学生が、以下の海外から遺伝資源等の取得及び利用を行う場合に適用する。

- ・海外での研究活動による遺伝資源等の取得と利用
- ・国際共同研究における遺伝資源等の取得と利用
- ・留学生や外国人研究者等の受入れに伴う研究のための遺伝資源等の取得と利用
- ・海外の研究者等からの譲渡等による研究のための遺伝資源等の取得と利用
- ・その他の方法による研究のための遺伝資源等の取得と利用

3. 学内体制

・海外からの遺伝資源等の取得と利用を適正に実施するため、総長を最高責任者とする（京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年度達示第72号）第4条の規定に基づく。）。

・総長を補佐するため総括責任者を置き、担当理事を充てる。

・担当理事は、海外からの遺伝資源等の取得と利用を円滑に進めるために、「京都大学における海外からの遺伝資源等の取得と利用に関する手順書（以下「手順書」という。）」を定める。

・全学の相談窓口を研究推進部研究規範マネジメント室に置く。

・研究規範マネジメント室は、手順書に従って部局からの相談に応じ、本学の教職員及び学生の海外からの遺伝資源等の取得を支援するとともに、海外からの遺伝資源等の取得をより円滑にできるよう情報の蓄積と集約に努める。

4. 実施手順

・別紙1に定める手順書に従って手続きを行うものとする。

以上